

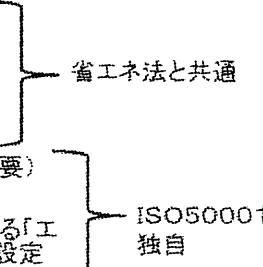
## 国際規格「ISO50001」9月めど発行

# 対象 省エネ法より柔軟

エネルギー・中小に利点

### エネルギー・マネジメントシステム 「ISO50001」とポイント

- ・エネルギー使用の継続的改善
- ・経営層の参画
- ・方針、目標の設定
- ・高効率機器の購入
- ・教育訓練
- ・内部監査(内部監査員の育成必要)
- ・文書の整理
- ・エネルギーの使用改善を評価する「エネルギー・パフォーマンス指標」の設定



エネルギー・マネジメントシステムの国際規格「ISO50001」が9月までに発行される見通しどうた。エネルギーを効率的に使うための計画を策定し、運用することが認証の要求事項になり、日本の省エネルギー法と類似点が多い。省エネ法対象外の中企業にも取得のメリットがありそうだ。省エネ法と比べながら同50001のポイントを整理した。

(松木喬)

組織全体で改善しての国際規格。ISO50001は組織全体の省エネルギー活動の枠組みを定めた初めての国際規格。省エネ法がある日本企業にて認証取得のハードルはそれほど「高くない」と見方を示す。

夫診断指導部長は「省エネルギーセンターの山田富美

夫診断指導部長は「省エネルギー法はある日本企業にて認証取得のハードルはそれほど「高くない」と見方を示す。

省エネ法はエネルギー使用が一定量以上の企業に対し、経営者層からなるエネルギー管理系統括者の選任や設備更新などの中長期計画書の国への提出を求めている。同50001認証にはトップマネジメントの明確化やエネルギーの効率的な使用に向けた計画の策定と実行が求められる。組織全体での改善を求める点で省エネ法と似ている。

一方で省エネ法は「エネルギー率1%以上のエネルギー原単位の改善」が「努力目標」であるのに対し、同50001は「改善がなけ

れば認証できない」(山田

部長)仕組み。つまり目標達成が認証条件になる。

### 種類など不問

その目標は柔軟に設定できる。省エネ法は管理対象を電気やガス、その他化石資源に絞っている。同50001は測定可能であればエネルギーの種類や使い方を問わない。太陽光発電、二酸化炭素排出量も管理できる。

目標の範囲は「著しいエネルギー使用」に特定できる。ガスと電気併用する立場で、仮に電気の使用量が多ければ電気だけを「著しいエネルギー使用」として目標設定することが可能になる。改善は「エネルギー・パ

フオーマンス指標」で評価する。同指標も「改善が用いてもよい」(同)といふルール。例えば著しいエネルギー使用である電気を分子、生産数量を分子に計算し、原単位の改

善値を目標にしても構わない。企業の実態に見合った目標づくりが可能だ。

同50001は中小企業も取り組みやすい。「途上国の企業でも省エネを取り組めるようにわかりやすく規格が書かれている。省エネ法対象外の日本の中企業にも省エネを実践する上で参考になりやすい」(同)という。

注意が必要なのが海外の動向だ。米国や中国といったエネルギー消費大国がISO化の議論に熱心だった。このため海外でISO50001認証が取引条件になる可能性があり、運用の仕方を注視しておく必要がある。

逆にいえば認証の取得によって海外取引が有利になるといったメリットが期待できる。



無断転載・複写禁止 様日刊工業新聞社